

11月定例記者懇談会次第

令和7年11月25日（火）11時00分
箕輪町役場 203会議室

1 開会

2 町長月間予定

3 町の主なトピックス

- ・箕輪町交通事故多発警報の発令について（くらしの安全安心課）
- ・もみじ湖紅葉祭り来場者数について（商工観光課観光係）
- ・ツキノワグマ被害対策について（みどりの戦略課森ビジョン推進係）
- ・箕輪町 SDGs 未来都市選定記念・箕輪町発足 70周年記念テレビ番組について（企画振興課みのわの魅力発信室）

4 町長コメント

- ・町長3期目基本政策集進捗状況

5 質疑



次回開催日程 令和7年12月25日（木）11時00分 203会議室

箕輪町 交通事故多発警報の発令について

箕輪町内では、11/5～11/23までの間において、重大交通事故が3件立て続けに発生しました。

これを受け、令和7年11月25日付、箕輪町長名にて『箕輪町交通事故多発警報』を発令することを決定しましたので、お伝えします。

(箕輪町での交通事故多発警報の発令は、令和4年(2022年)4月7日以来の発令)

なお、本警報に伴いまして、取り急ぎ実施します対応については、次のとおりです。

【対策】

- ・「箕輪町交通事故多発警報」の発令・・・・・・・・・・・・11/25付 箕輪町長名
- ・「みのわメイト」による交通事故に対する注意喚起・・・・1週間程度
- ・11/27(木) 9:00～10:00 街頭啓発活動の実施・・・・イオン箕輪店出入口付近
主催：伊那警察署
共催：箕輪町
：箕輪町交通安全協会
：箕輪緑十字会
- ・箕輪町交通安全協会及び町安全安心パトロール隊員による町内特別警戒巡回の実施

※発生した3件とも、75歳以上の高齢者が関係する交通事故でしたので、高齢者への注意喚起・意識啓発を中心に対策を講じてまいります。

令和7年度もみじ湖紅葉祭り来場者数について

1 概要

本年度開催されたもみじ湖紅葉祭りの来場者数（シーズン中来場者数）について、速報値を報告します。

もみじ湖紅葉祭り 於：箕輪ダム竹の尾広場周辺 期間：令和7年10月25日～11月9日

※来場者数計期間は、上記期間を含む期間 もみじ：10/24～11/20

2 来場者数

もみじ湖紅葉祭り 64,000人（前年度 55,933人）

3 まとめ

今後、詳細を分析し、減少、増加の原因等分析する予定。



ツキノワグマ被害対策の結果について



町では、今年6月に人とクマが棲み分けできる環境を整えるためのゾーニング実施計画を策定しました。この計画に沿ったツキノワグマ被害対策を地域住民や地元区役員の皆様と一緒にやって取り組んだところ、次のような結果となりました。地域の皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。

クマ目撃件数 (※1)

令和6年

19件

農作物被害額 (※2)

約190,000円

人身被害件数

1件

令和7年

9件

約15,000円

0件

※1…R7はR7年11月7日時点の集計結果 ※2…野生鳥獣被害受付簿に基づく金額

▲ クマ被害対策の主な内容

ゾーニング計画に基づいて行った主な対策をご紹介します。

地元区中心の刈り払い



子どもたちの通学路周辺を中心に道路延長約3kmの刈り払いを実施

電気柵設置



果樹園などを囲むよう電気柵設置
町では補助金を新設しました。

有害個体の捕獲



出没対策を講じてもなお被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を実施

その他、クワの実などのクマ誘引物の除去、クマ出没の際には追い払いの実施、センサーダラマ数基による常時監視などの複数の対策を行っております。

▲ ツキノワグマ目撃件数 (令和7年: 9件分) の内訳

令和7年の目撃箇所をマップに落としてみると、次のことが分かります。

- ①目撃場所の多くがゾーニング上の「緩衝地域」内であること
- ②クマが人里に近づく際、河畔林を主な移動ルートとしていること
(身を隠しやすい河畔林を通って、河畔林近くの果樹園のリンゴなどを食べるため。また、河畔林内にあるクワやサクラの実などを食べるため。)
- ③私たちが住んでいる「排除地域」内にいきなり侵入してくる個体は稀な個体であると思われること(クマも人間を警戒している)

このことから、クマが特に「緩衝地域」に入って来づらい環境を積極的に作っていくことが、人とクマの生活圏を遠ざけることに繋がり、人里でのクマ被害を防止するために大切な取組みだと考えます。

【令和7年 クマ目撃マップ】



■ 緑エリア：主要生息地域 ■ 黄緑エリア：緩衝地域
■ 赤エリア：排除地域 ■ : クマ目撃箇所

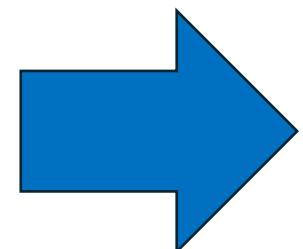
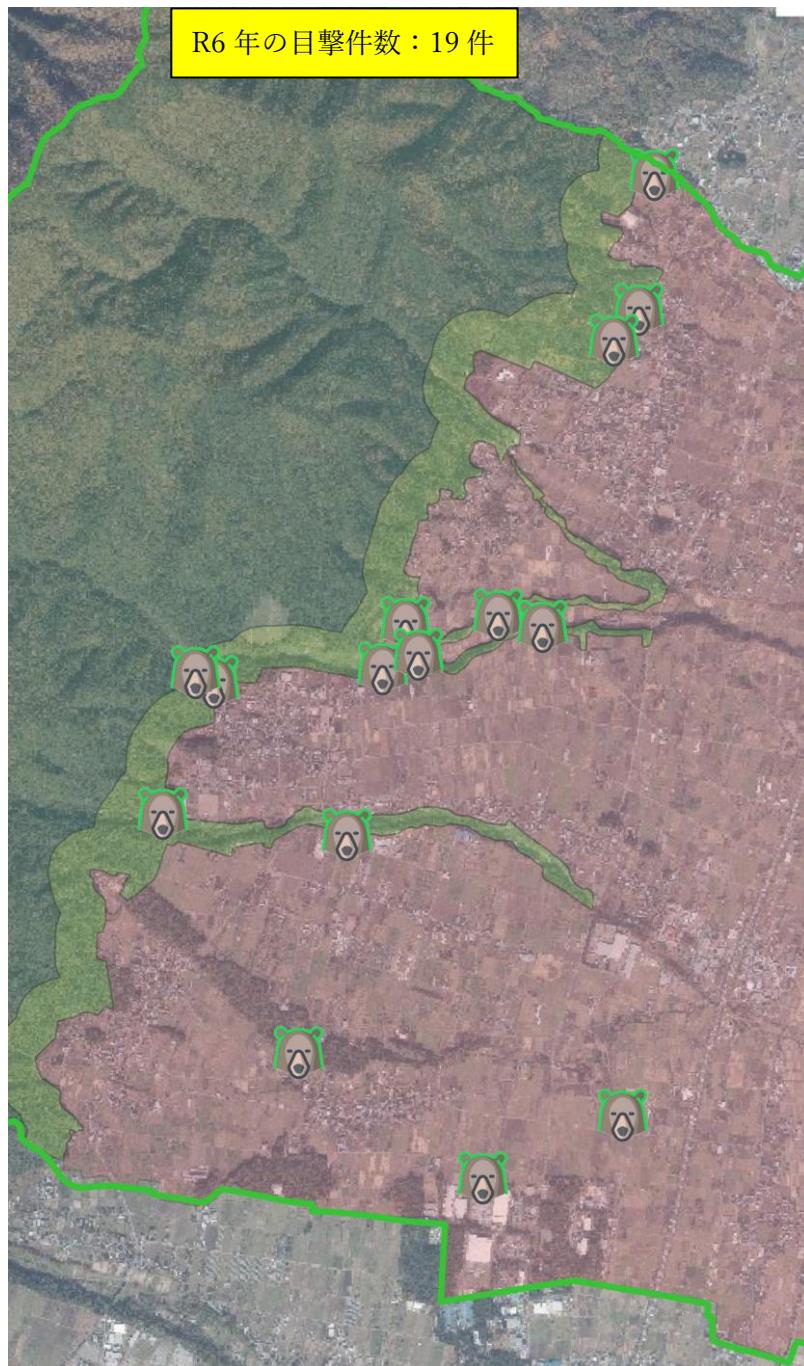
▲ 活動を継続することが大切！

今年は令和6年に比べるとクマの目撃件数や被害額が軽減された年となりましたが、まだ安心できる状況ではありません。来年も地域の皆様と一緒にやってクマ対策に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

問 みどりの戦略課 森ビジョン推進係 0265-79-3170

クマ目撃箇所の比較 (R6 R7)

R7.10.27 時点



長野県 箕輪町 ツキノワグマゾーニング管理実施計画

1. 市町村名

箕輪町

2. 計画開始日

令和7年6月23日

3. 対象地域

長野県上伊那郡箕輪町 天竜川以西地域

4. 対象管理ユニット

中央アルプス保護管理ユニット

5. 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・町だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・町・地域住民間での合意形成を経て、地域区分を設定した。また、各地域区分において被害防止対策や出没対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6. 地域区分の設定

第5期計画を基本にして、県・町・地域住民間での合意形成を経て、以下の地域区分を設定した。なお、箕輪町天竜川以西における土地利用状況から、「排除地域」には「防除地域」を含むものとして扱うこととした。

表1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要生息地域	奥山、森林域 (登山、狩猟などで利用)	クマの主要生息地域。 開発行為の規制や鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝地域	里山林 (山菜・きのこ採り・林業、狩猟などに利用) 段丘林(河畔林)	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制する機能が期待される。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。
排除地域	市街地や集落、農地等が広がる地域 (農業、居住地として利用)	農業などの人の活動が盛んな地域、かつ人が日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害発生を防止する必要がある。 誘引物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃果の管理など、侵入防止や滞在場所の削減などを実施する。

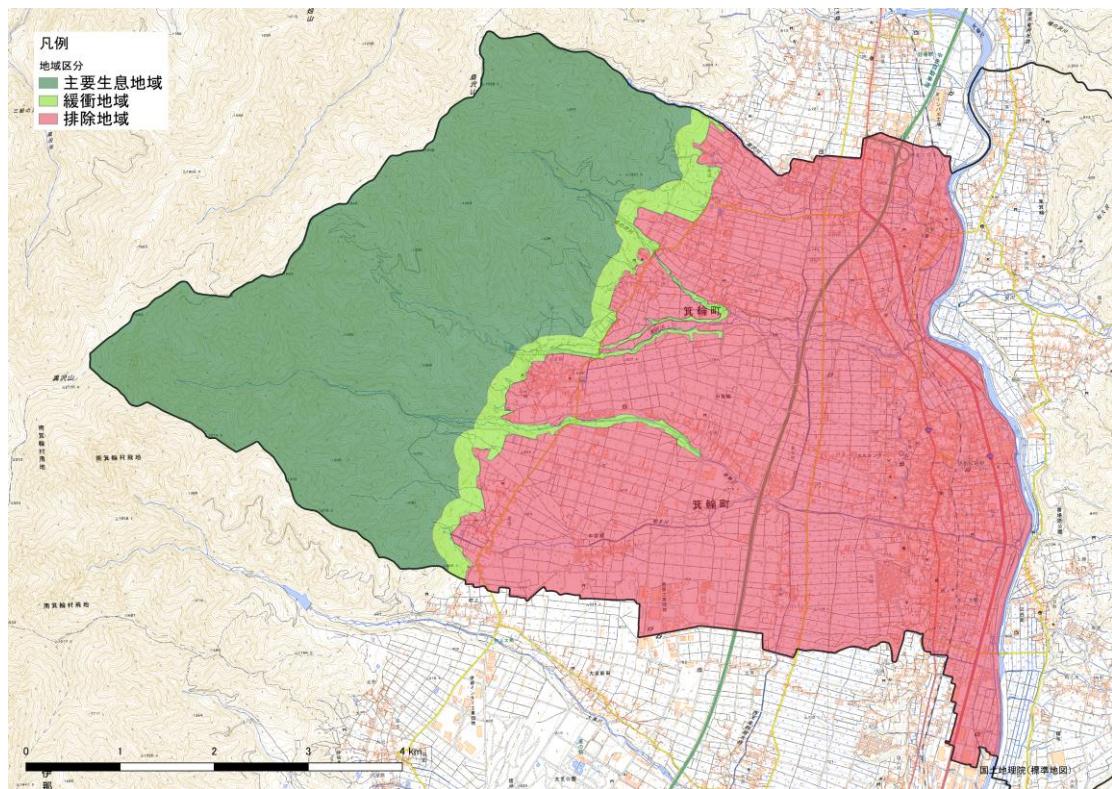


図1 箕輪町地域区分マップ（天竜川以西地域）

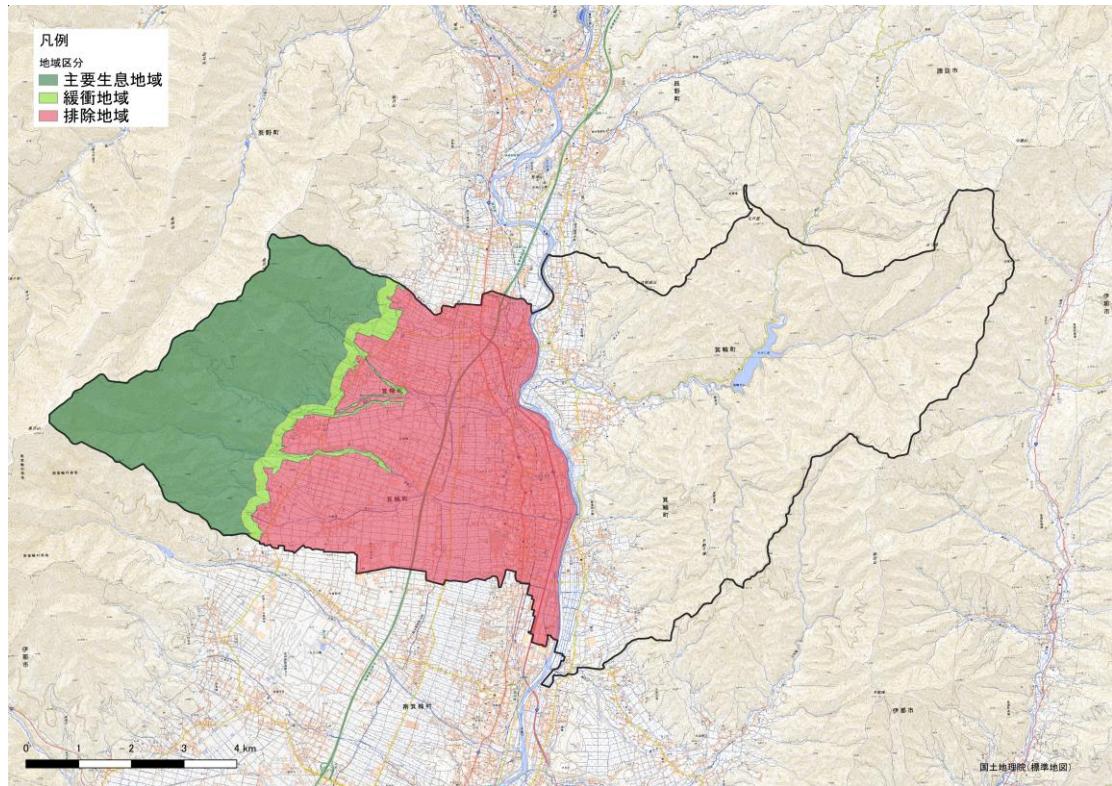


図2 箕輪町地域区分マップ（町全域）

各地域区分の詳細な設定方法は県、町、地域住民との合意形成を経て、以下の通りとした。

■ 主要生息地域

鳥獣保護区や自然公園を含む、「排除地域」「緩衝地域」を除いた森林部分を「主要生息地域」とした。

■ 緩衝地域

林縁を基準として、林縁から林内に向けて約 200m を「緩衝地域」とした。また、林縁から市街地方面へ向かう北ノ沢川、深沢川、帶無川沿いの段丘林等も「緩衝地域」に区分した。

■ 排除地域

市街地や農地が広がる地域一帯を「排除地域」とした。

7. 対策の内容

(1) 被害防止対策

① 主要生息地域

i. 森林環境の整備

クマの主要生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、町と県が協力しながら進めることとする。

ii. 周知および予防

町は登山客等奥山を利用する人に対し、看板の設置や町ホームページ等によりクマ被害防止に関する周知を実施する。奥山を利用する人はクマ鈴等の携帯や複数人で行動するなど、クマとの遭遇対策に努めることとする。

② 緩衝地域

i. 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるために、林内の見通しを良くするための刈り払い等の緩衝帯整備を行う。地域は町と協力して安全点検を実施し、特に、優先順位の高い通学路と隣接する林帯や突発的な遭遇の可能性のある河川沿いの段丘林、農地周辺の林内は重点的に実施する。これら刈り払いは、地域住民と町が連携して実施する。また、県は緩衝帯の整備に関する補助や助成などを行い、町と協力し対策を推進する。なお、地権者不明の土地の刈払いを地域住民が実施したい場合には、町が窓口となり地権者の調査を行う。

ii. 誘引物の除去

緩衝地域に位置する果樹については、所有者自身が電気柵の設置やトタン巻きなどを行うとともに、不要な果樹は伐採等により減らすよう努める。また、所有者不明の放棄果樹の伐採を地域住民が実施したい場合には、町が窓口となり放棄果樹の所有者の調査を行う。

iii. 普及啓発と指導

上記 i～iiについて、町は地域住民へ向けて対策に関する普及啓発と指導を実施する。また、県はクマ対策員による集落環境点検や、対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては誘引物の特定や必要な対策の指導などを重点的に実施する。

③ 排除地域

i. 安全点検・緩衝帯整備

地域は町と協力して通学路の安全点検を実施し、通学路沿いの林帯等草刈りが必要な場所があった場合には、地域住民と町が連携して対策を実施する。また、伐採が必要な樹木は、地域と町が連携して対策を実施する。

町は、センサーダイヤルを用いて出没情報を収集し、被害防止対策を実施する。

ii. 誘引物の除去

利用予定のない果樹は伐採や枝打ちを行い、不要な果樹の量を減らすなど誘引物の削減に取り組む。また、農地周辺の放棄野菜・果実、あるいは燃料や漬物、コンポストなども誘引物となることから、適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。

これらは地権者が実施することが基本だが、より効果的な対策が行われるように町がクマの被害対策に関する情報を発信するなど普及啓発を行う。また、放棄果樹の伐採など地権者だけでは対応が困難な場合には、関連する補助や助成など県と協力し対策を検討する。なお、所有者不明の放棄果樹の伐採を地域住民が実施したい場合には、町が窓口となり放棄果樹の所有者の調査を行う。

iii. 柵の設置と管理

クマの農地への侵入防止のために、地域住民は農地に電気柵の設置と整備を行う。県や町は電気柵の設置や整備に関する補助や助成を行い、その活用を地域住民へ促す。

iv. クマに関する普及啓発

県はクマ対策員による集落環境点検や、対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては誘引物の特定や必要な対策の指導などを実施する。また、町は県のクマ対策員の派遣制度を用いて被害対策の現地指導の機会を設けると共に、町内の小中学校や保育園等と協力してクマに関する授業等の学習機会や時間を設けて、普及啓発に努める。

(2) 出没対応

① 出没時の対応

1. 出没対応フロー

ゾーニング対象地域におけるクマの出没時には対応フローを基本として、出没対応を実施する。

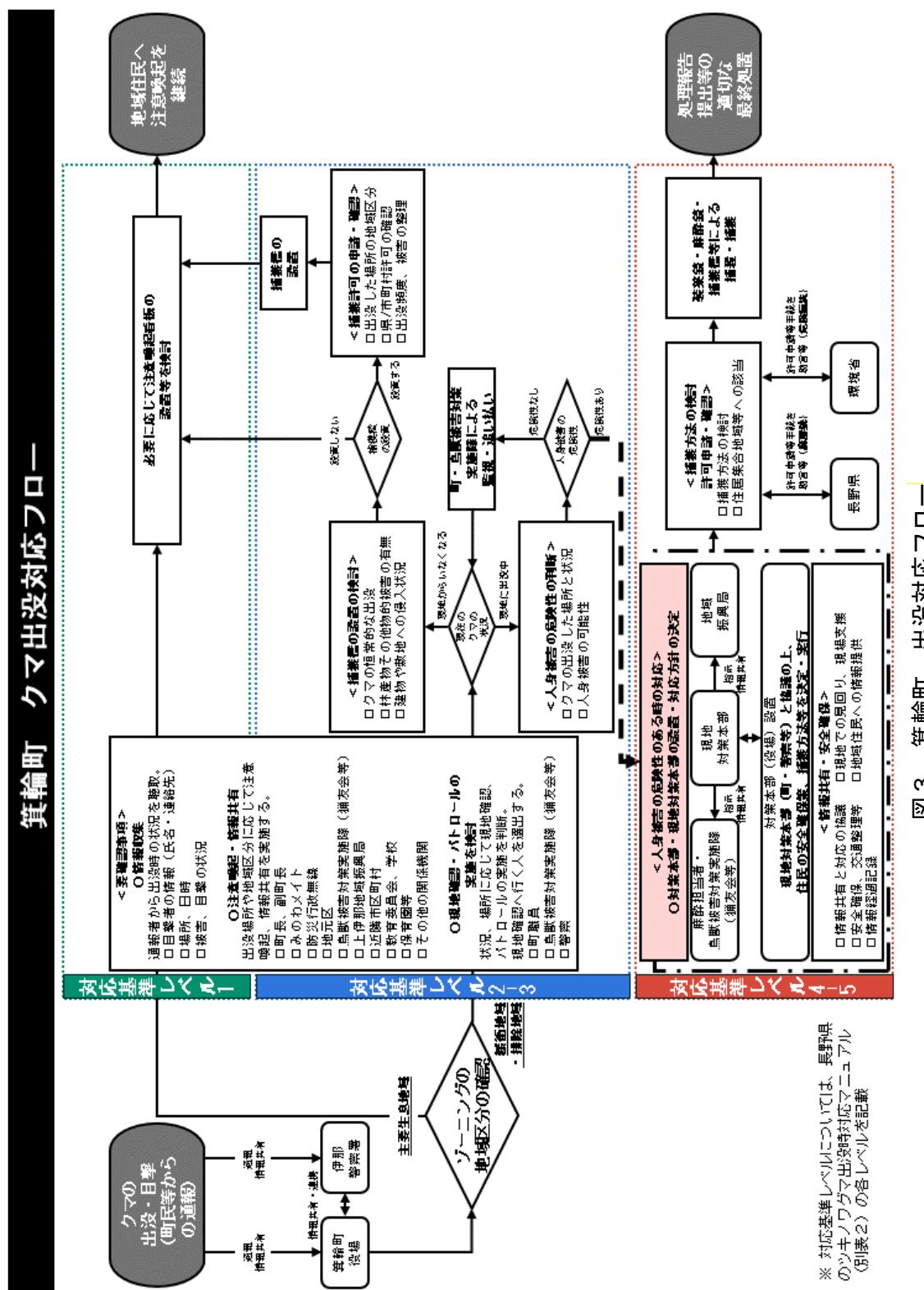


図3 算輪田出没対応日

iii. クマ出没時の連絡体制

対応フローの流れに沿って出没対応を行い、連絡体制図に記載される関係機関を基本として、出没連絡や注意喚起を実施する。

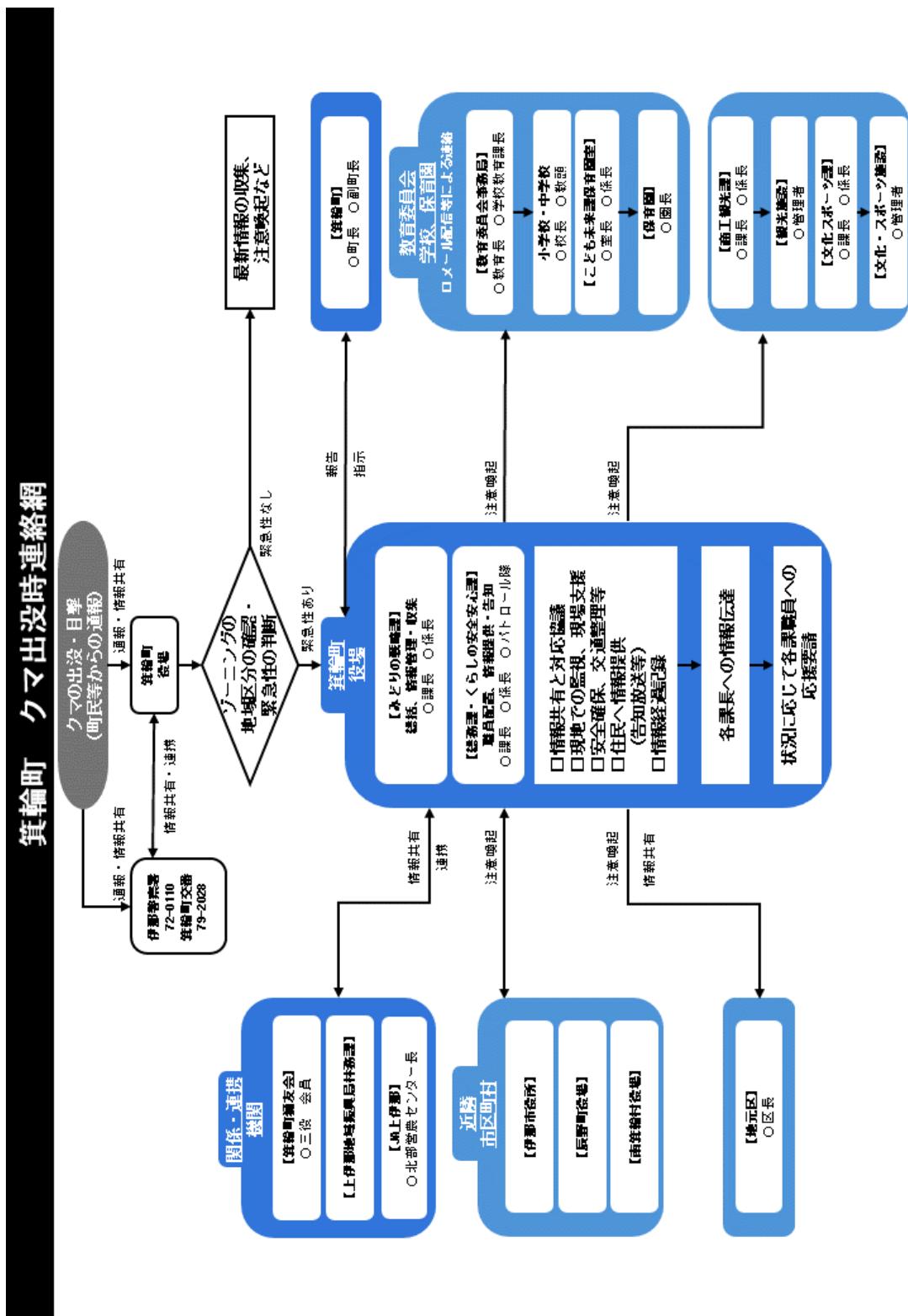


図 4 箕輪町 クマ出没時連絡体制図

iii. 情報収集項目

地域住民等からのクマの目撃・出没の第一報を受けた際には、以下の項目を基本として、情報提供者から出没に関する情報収集を実施する。出没・目撃情報は情報を整理した上で、情報を蓄積して保存しておく。

表2 クマ出没時情報収集項目

情報収集項目	聞き取り時の注意・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 目撃者の情報	氏名・連絡先
<input checked="" type="checkbox"/> 場所、日時	出没地区を具体的に聞き取る
<input checked="" type="checkbox"/> 被害の目撃情報	農作物被害、人身被害等の被害の発生場所など
<input checked="" type="checkbox"/> クマの痕跡の有無	爪痕、糞、食痕など
<input checked="" type="checkbox"/> 誘引物	自然物や人工物など詳細なものがあれば聞き取る

② 地域区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に従い各地域区分ごとの捕獲許可方針は以下の通り。

表3 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地	<ul style="list-style-type: none">・有害捕獲は原則禁止。・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する。<ul style="list-style-type: none">・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。	<ul style="list-style-type: none">・原則として捕獲は許可しない。
緩衝地域	<ul style="list-style-type: none">・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可。	
排除地域	-	<ul style="list-style-type: none">・現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する。

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ出没時対応マニュアル」に則り「学習放獣※」を行う。また、市町村長が捕獲許可した事案については、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめ、県に速やかに報告する。

※「学習放獣」とは、人里に出没し捕獲されたクマに耳標を装着し、山奥へ移動し放獣するもので、以下の条件全てに該当しない個体のみ、学習放獣の対象とする。

- ・人身被害を起こした個体
- ・電気柵等の防除対策を実施しても被害を出す、農作物への執着が強い個体
- ・以前に放獣した個体（錯誤捕獲による個体を除く。）で、防除対策を実施したにもかかわらず、被害を再発し、再度捕獲された個体

8. 計画の見直し

クマの出没状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。

箕輪町SDGs未来都市選定記念・箕輪町発足70周年記念番組

➤目的

箕輪町は、東京都豊島区、愛知県幸田町と災害時に相互協力を行う防災協定の締結をきっかけに、観光・物産の交流やスポーツ交流など様々な交流を進めています。また、3自治体ともSDGs未来都市に選定され、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

そこで、姉妹都市自治体と更なる交流等に向けた番組を制作し、放送することにより、姉妹都市の知名度の向上と交流及び関係人口の拡大を目指します。

➤タイトル

つなぐ えがく みんなの未来 ~過去と未来、人と人がつながる、未来をえがける都市（まち）を目指そう~

➤出演者

高際みゆき 豊島区長、成瀬敦 幸田町長、白鳥政徳 箕輪町長
伊那ケーブルテレビジョン株式会社 平山直子 放送部長【司会】
信濃毎日新聞 小幡省策 伊那支社長【コメンテーター】

➤放送内容

各自治体の紹介、交流の経過と内容紹介、SDGs未来都市の取り組み紹介

➤放送日時

12月15日（月）午後7時55分～・12月16日（火）午後9時30分～

➤放送チャンネル

伊那ケーブルテレビ 12チャンネル

